配当公告

名古屋市名東区猪子石三丁目一〇三番地
破産者　株式会社中村装飾

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年(フ)第四〇五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二一三、七六四、二〇二円

一、配当をすることのできる金額
金一八、一五四、〇九二円

平成二十六年三月四日
名古屋市中区丸の内一丁目四番一二号アレックス七階　破産管財人　鈴木　典行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県岩手郡滝沢村大釜字高森四〇番地六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　黒澤富士雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月四日
岩手県盛岡市神明町八番一八号安達法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安達　孝一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市長沢第九地割七一番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　吉田　辰男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月四日
事務所仙台市青葉区中央四丁目四番四号　勅使河原ビル二階　勅使河原協同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中田　孝司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡桑折町字上町七九番地、最後の住所宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字新地東裏山三四番地四二六
被相続人　亡　神林　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月四日
福島県福島市北五老内町二番三八号
相続財産管理人　弁護士　菅野　昭弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県牛久市ひたち野西四丁目三〇番地一〇、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　若松　伸二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月四日
茨城県土浦市文京町七番八号祐川直己法律事務所
相続財産管理人　弁護士　祐川　直己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都清瀬市中清戸四丁目八四七番地、最後の住所東京都清瀬市竹丘二丁目六番四三―一〇三号
被相続人　亡　武藤　久江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月四日
東京都千代田区麹町五―三麹町秋山ビルディング九階篠崎綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　篠崎　正巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県中郡大磯町大磯一四三八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　鈴木　トミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月四日
神奈川県小田原市本町一―四―七朝日生命小田原ビル四〇二おだわら総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙梨　陽輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市緑区青砥町一〇五二番地、最後の住所横浜市旭区上白根町七九五番地市営ひかりが丘住宅一五街区一棟三〇一号
被相続人　亡　渡辺　裕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月四日
横浜市中区太田町一丁目四番地二関内川島ビル七階
相続財産管理人　弁護士　橋本　吉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県二戸郡一戸町小繋字西田子三二番地、最後の住所神奈川県相模原市相武台団地一丁目五番一八―二三号
被相続人　亡　立花與五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月四日
神奈川県相模原市中央区千代田一―六―九共立千代田ビル二階　県相模法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川島　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市玉島黒崎一三八三番地、最後の住所大阪府松原市北新町四丁目二番三八号
被相続人　亡　安部　嘉高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月四日
堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階
相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字富海六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　橋本八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月四日
山口県防府市本橋町一九番三八号
相続財産管理人　堀越　政美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島市池之上町一一番地五、最後の住所鹿児島市吉野町二一六二番地一三
被相続人　亡　佐多　慶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月四日
事務所鹿児島市照国町一六番八号サンクトレゾール二階　上野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中馬　敏之

第86期決算公告

平成26年3月4日

東京都足立区千住東2丁目23番4号
日新工業株式会社
取締役社長　相臺　公豊

貸借対照表の要旨
（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,132,579	流動負債	4,517,141
固定資産	8,212,764	固定負債	6,144,731
有形固定資産	7,709,297	株主資本	998,746
無形固定資産	19,120	資本金	88,000
投資その他の資産	484,347	資本剰余金	910,746
繰延資産	62,845	利益準備金	37,178
		その他利益剰余金	873,568
		（うち当期純利益）	(54,514)
		評価・換算差額等	1,747,570
資産合計	13,408,188	負債・純資産合計	13,408,188